

# 日常生活の様々なリスクを 広くカバーする補償をご案内します！

団体保険期間：2026年4月1日(水) 16時から  
2027年4月1日(木) 16時まで

割安な保険料

# 30%

団体割引適用

## 傷害補償



例えば… ・交通事故によるケガ ・工作中的ケガ  
・旅行中のケガ ・スポーツ中のケガ

国内外での「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガをしたまたは熱中症となった場合に保険金をお支払いします。

## 個人賠償責任



例えば… ・自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。

- ・買い物中、誤って商品を壊した。
- ・他人から借りたスーツケースを盗まれた。

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物（受託品）を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

## 救済者費用等



例えば… ・乗っていた船舶が遭難し、捜索救助費用を負担した。  
・ケガで長期入院することになり、家族に駆けつけてもらうことになった。

国内外において急激かつ偶然な外来の事故により緊急の捜索・救助活動を要する状態となった場合や、ケガにより長期入院した場合等で、保険の対象となる方またはその親族等が捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合に保険金をお支払いします。

## 携行品損害の補償

例えば… ・旅行中、カメラを落として壊してしまった。  
・外出中、ハンドバッグをひったくられた。

国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。



## 弁護士費用等 (人格権侵害等)

例えば… ・自転車で轢かれ、大けがを負ったが、相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないので、損害賠償請求したい。  
・電車内で痴漢され、怖くて電車に乗れなくなってしまったため、相手に損害賠償請求したい。  
・子どもが学校で、所持品を隠される、無視される、SNS上で悪口を記載される等のいじめを受け、不登校になった。どのように対処すべきか、弁護士に相談したい。

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ等により精神的苦痛を被った場合に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。



このチラシは団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。補償を受けられる方またはその家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

